

## 聖隷学園第1 テニスコート使用規則

(目的)

第1条 この規則は、聖隷学園第1 テニスコートが有効に使用されるために必要なことを定めます。

(管理)

第2条 聖隷学園第1 テニスコート及び付属施設であるロッカー室は聖隷学園の共通施設として、法人事務局財務部が使用管理業務を行います。

(使用)

第3条 聖隷学園第1 テニスコートは、原則として次のことに使用し、優先順位は以下のとおりとします。

- (1) 大学及び専門学校の体育の授業
- (2) 法人、大学が主催するテニス関連の行事
- (3) 大学及び専門学校学生のテニスのクラブ・サークル活動
- (4) 学園が行うテニススクール
- (5) 学園教職員及び学生個人のテニス活動
- (6) 学園各学校に関連するテニス大会
- (7) 外部貸出
  - (ア) 聖隷集団各施設の職員のテニス活動
  - (イ) 聖隷集団各施設居住者のテニス活動
  - (ウ) テニススクール受講者の個人貸出
  - (エ) その他学園が特に必要と認めるテニス活動

(使用時間)

第4条 午前7時30分から午後9時までとし、日曜日、祝日その他の休日もこれに準じます。

(使用手続)

第5条 第1 テニスコート使用の手続は、使用目的に応じ以下の各方法で行います。

- (1) 授業での使用については、時間割に従ってあらかじめ教務事務センターが使用予約を行います。
  - (2) 大学及び専門学校の行事での使用については、その都度、関係者が教務事務センターと相談したうえで法人事務局財務部へ連絡してください。
  - (3) 学生のテニスクラブ、サークル活動については、施設使用許可申請書に年間計画書を添えて、クラブ、サークル単位で責任者が学生サービスセンターに提出してください。
  - (4) 学園が行うテニススクールは、年間使用計画を法人事務局財務部に提出してください。
  - (5) 学園教職員及び学生個人がテニスを行う場合は、テニスコート予約表を確認のうえ 1. から 4. に支障のない範囲で使用してください。
  - (6) 1. から 5. 以外の貸出は、各学校関係のテニス大会、聖隷集団各施設の職員並びに居住者、学園が行うテニススクールの受講者並びにその修了者、学園の教職員並びに学生の関係者、その他学園が必要と認めるものに対して 1. から 5. に支障のない範囲で行ってください。
2. 前項各号による使用の際は、法人事務局財務部ならびに大学総務部総務課、学生サービスセンター又は教務事務センターいずれか関係先に申し出て鍵を受け取り、使用后、鍵返却時に本規則に定める使用料を法人事務局財務部に納めてください。

- (使用上の注意)
- 第6条 使用者は聖隷学園第1 テニスコートを使用するにあたって、次に掲げる事項を厳守してください。
- (1) 使用の際は良識をもって施設・設備を使用し、近隣施設の迷惑とならないよう配慮してください。
  - (2) 施設内にはテニスシューズで入場してください。
  - (3) 飲物以外の食物及びペット類を施設内に持ち込まないようお願いします。空き缶等のごみは使用者が処理してください。
  - (4) 施設内の禁煙にご協力ください。
  - (5) 外周フェンスをサーブ等の練習に使用しないでください。
  - (6) ロッカー室のロッカーの鍵は、テニスコート使用中のみ使用し、テニスコート使用後外部に持ち出さないでください。
  - (7) 照明は使用コート単位とし、当該コートの使用が終わったら消灯してください。
  - (8) プレー終了後はネットを緩め、コートを整備してください。
  - (9) 使用時間帯内で最終使用者となった場合は、ロッカー室及びコート出入口扉を施錠してください。
  - (10) 使用後はすみやかに鍵を返却し、複写、転貸等をしないでください。
  - (11) その他教育用テニスコートにふさわしい使用をお願いします。
2. 以上の注意に反する使用があった場合は、使用を禁止することがあります。

- (使用料)
- 第7条 聖隷学園第1 テニスコートの使用料は、別表1のとおりとします。
2. 聖隷学園の学生及び教職員の使用については、使用料を免除します。
  3. 聖隷学園の学生又は教職員が、家族・友人と共に使用する場合も使用料を免除します。ただし、聖隷学園の学生又は教職員が所属するグループが、団体として使用する場合は別表1のとおりとします。
  4. 聖隷集団各施設の職員及び施設居住者の使用については、使用料の半額を免除します。
  5. 学園が行うテニススクールの受講生が開講中に使用する場合は、使用料を免除します。

- (改廃)
- 第8条 この規則の改廃は、執行役員会が行う。

- 附則 この規則は、1995年7月1日から施行する。
- 附則 2002年6月21日一部改定(コート名、管理、使用手続、使用上の注意、改廃手続き)
- 附則 2003年4月1日一部改定(使用、専門学校廃止により削除)
- 附則 2005年4月1日一部改定(常勤理事会を執行役員会に変更)
- 附則 2007年4月1日一部改定(看護短期大学部廃止により削除)
- 附則 2016年4月1日一部改定(専門学校開設に伴う改定)

別表1

昼間	夜間
コート1面につき 1,000円/時間	コート1面につき 1,200円/時間